

近畿地方建設局 阪神高速道路公団
資 料 配 布

配 布	平成11年6月4日
日 時	15時00分

件 名	尼崎有害物質排出規制等請求事件(第1次・第2次)について ・平成11年6月4日第57回期日における国・公団の「意見陳述」
-----	---

取り扱い	_____
------	-------

配布場所	近 畿 建 設 記 者 ク ラ ブ 大 手 前 記 者 ク ラ ブ
------	--------------------------------------

問い合わせ先

建設省近畿地方建設局道路部路政課
課 長 古橋 季良(内線 4151)

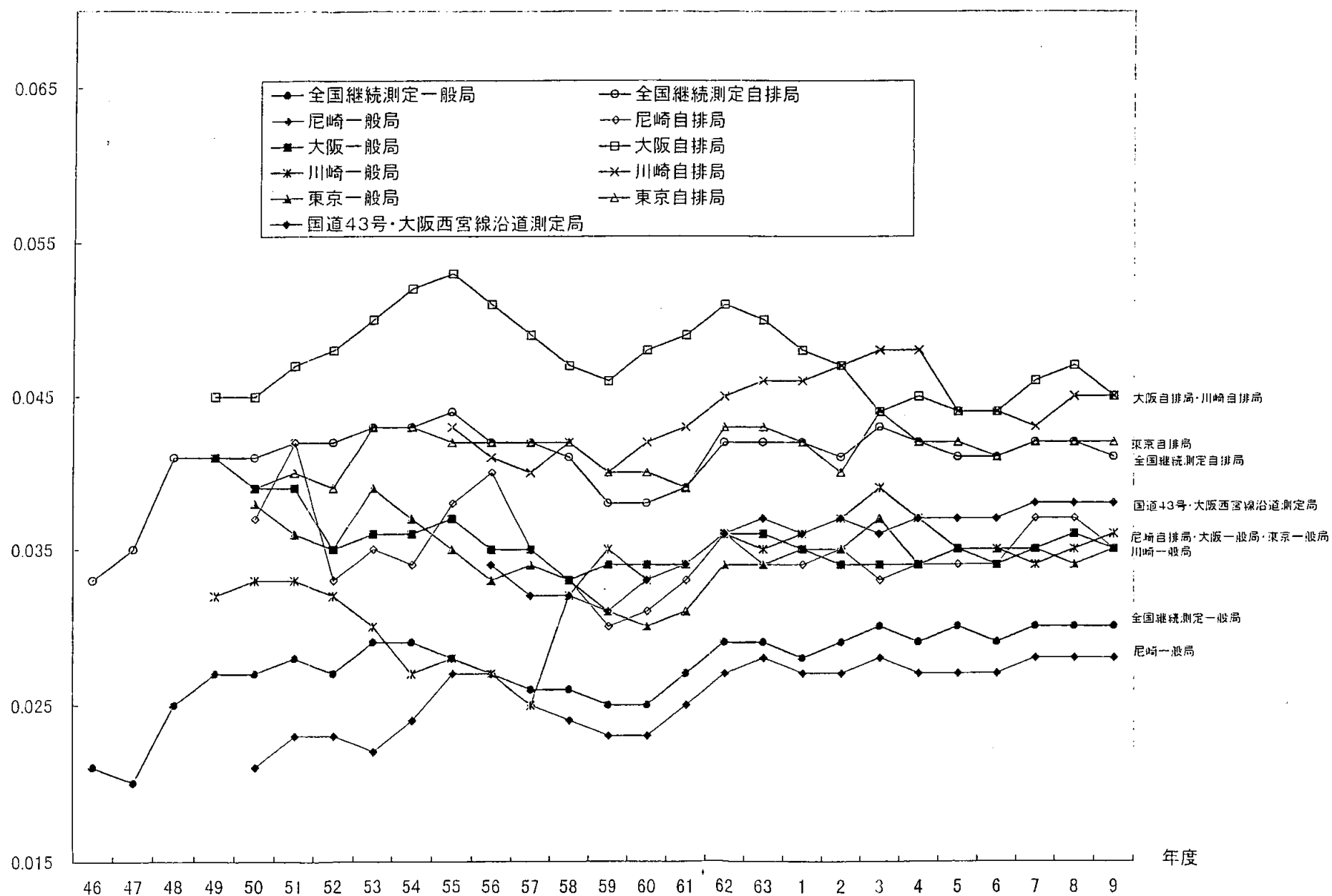
電話:06-6942-1141(代表)
電話:06-6942-0478(夜間直通)

阪神高速道路公団総務部
調 査 役 大江 晃 (内線 3111)

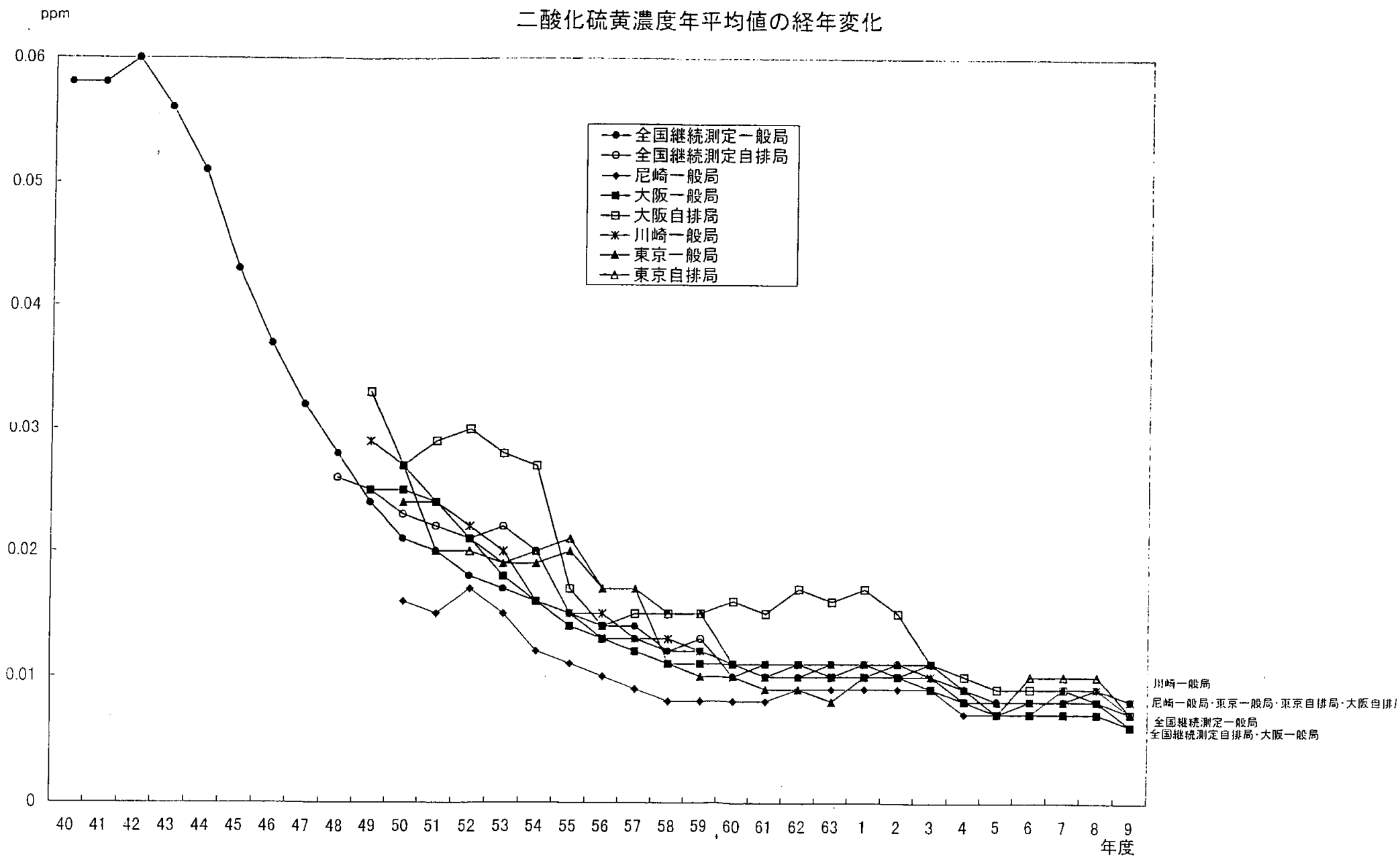
電話:06-6252-8121(代表)
電話:06-6252-2106(夜間直通)

ppm

二酸化窒素濃度年平均値の経年変化

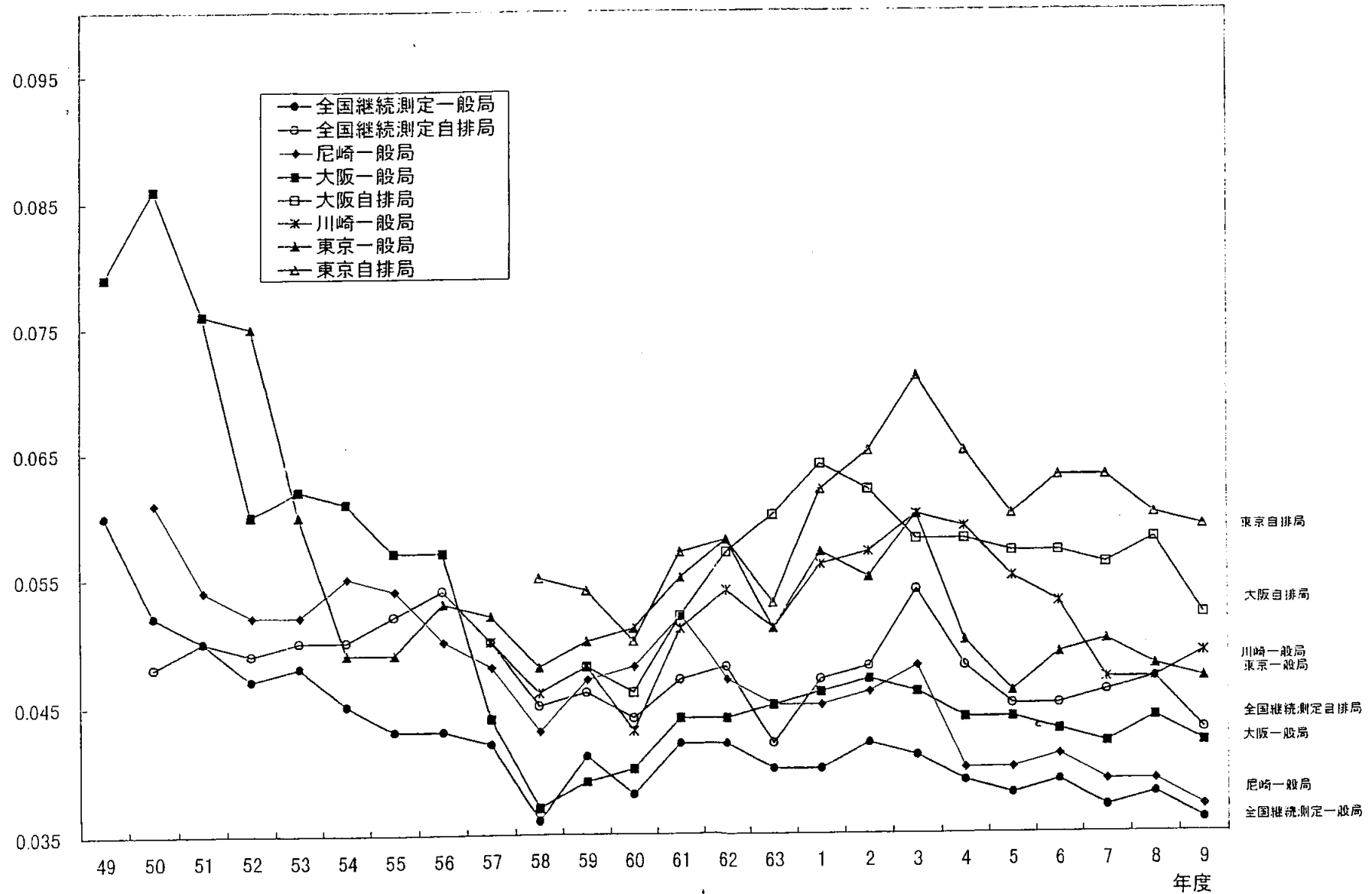


二酸化硫黄濃度年平均値の経年変化



mg/m³

浮遊粒子状物質年平均値の経年変化



別紙(四)

(一般環境)							ぜん息様症状(現在)・児童									ぜん息様症状(現在)・成人									ぜん息様症状(新規発症)									持続性せきたん・成人									備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
No	名 称	公表年月	報告者	調査時期	調査地域	調査対象	NO ₂			SPM			SO ₂			NO ₂			SPM			SO ₂			NO ₂			SPM			SO ₂			NO ₂			SPM			SO ₂																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
							男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1	千葉県における慢性気管支炎症状の疫学的研究(甲A553)	S51.7	吉田亮ら	S46~50	千葉県下21地区	40~59歳の男女7,742人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

○** 有意水準1%で有意

○* 有意水準5%で有意

× 統計的関連性なし

別紙(五)

(道路沿道)						ぜん息様症状(現在)・児童			ぜん息様症状(現在)・成人			ぜん息様症状新規発症・児童			持続性せき・たん・児童			持続性せき・たん・成人			備 考	
No	名 称	公表年月	報告者	調査時期	調査地域	調査対象	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
1	大気汚染地域における小児の健康障害に関する研究(甲A1032)	S56.8	柳家寛ら	S54.7	国道43号沿道のA小学校、B小学校の学校区、国道43号から約500m離れたC小学校の学校区。A、Bについては、居住地が国道に面している者をV群、100m以内をIV群、100m～300mをIII群、300m以上をII群とした。	児童 A 1358人 B 832人 C 593人			注1 × 注2 × 注3 ○ 注4 ×									注1 ○ 注2 × 注3 ○ 注4 ○				注1 A小学校とC小学校の児童の有症率を比較 注2 B小学校とC小学校の児童の有症率を比較 注3 A小学校におけるV+IV群、III群、II群の傾向 注4 B小学校におけるV+IV群、III群、II群の傾向 注3、4について、V+IV群とIII群を比較した場合、必ずしも前者の有症率が後者より高いわけではない。
2	東京都内幹線道路沿道住民の呼吸器症状に関する疫学的研究(甲A1031)	S58.9	新田裕史ら	S54.10	①東京都板橋区、練馬区、中野区内の環状7号線沿い、②八王子市の国道沿い(両地域について、道路端から20m以内の地区をA地区、20m～150mをB地区とした。)	40歳以上60歳未満の女性 2217人				(ぜん息様発作) ×								①地域 × ②地域 ○				ぜん息様発作とは、「これまででゼーゼーとかヒューヒューして、息が非常に苦しくなる発作を起こしたことがある。」と答えた者 持続性せき・たんを、喫煙習慣別に分けて分析すると、①・②の地域とも統計上の関連性なし。
3	複合大気汚染に係る健康影響調査(甲A565)	S61.5	東京都衛生局	S57.58	S57 東京都板橋区・北区内の幹線道路沿い(居住地が道路端から20m以内を沿道、20m～50mを後背1、50m～150mを後背2とする。) S58 東京都内の青柳街道沿い(居住地が道路端から20m以内を沿道、20m～150mを後背とする。)	40歳以上60歳未満の女性 1758人 6歳～12歳の学童 218人 60歳以上の老人 138人 40歳以上60歳未満の女性 1918人 6歳～12歳の学童 342人 60歳以上の老人 75人			(ぜん息様発作) ×	(ぜん息様発作) ×	(ぜん息様発作) ×					(沿道部、後背1、後背2の傾向) ○ P42.56 (沿道部、後背1の傾向) ×	(沿道部、後背1、後背2の傾向) ×	(沿道部、後背1の傾向) ×				
4	幹線道路沿道における大気汚染と住民の健康影響に関する疫学的研究(甲A768、1030)	H2.5	小野雅司ら	S61.11	東京都葛飾区内の幹線道路沿い(居住地が道路端から20m以内をA地区、20m～50mをB地区、50m以上をC地区とする。)	30歳以上60歳未満の成人(A地区237人、B地区292人、C地区804人)、児童(A地区209人、B地区248人、C地区657人)			×	×	×							×	×			
5	大気汚染保健対策に係る健康影響調査(甲A566)	H3.8	東京都衛生局	S62～H2	東京都豊田区内の幹線道路沿い(居住地が道路端から20m以内を沿道、20m～150mを後背とする。)	30歳以上60歳未満の女性(沿道621人、後背1000人、東大和市1000人)、3歳以上6歳未満の小児(沿道61人、後背112人、東大和市189人)			×	×	×							×	×			(注1)成人女性のみ、東京都内の幹線道路沿いを対象に、沿道と後背に分けた呼吸器症状調査を行っており、道路沿道調査と合わせた結果を記載した。
6	主要幹線道路沿道における大気汚染が学童の呼吸器症状に及ぼす影響(甲A951、丙B122の1～4)	H8.	安達元明ら	H4～8	千葉県下の都市部(居住地が道路端から50m以内を沿道部、50m以上を非沿道部とする。)、田園部	10小学校の児童(沿道部194人、非沿道部1393人、田園部1211人)	(沿道部、非沿道部、田園部の傾向) H4 × H5 ○ H6 × (沿道部と非沿道部の傾向) 丙B122の3 P55 H4 × H5 × H6 ×	(沿道部、非沿道部、田園部の傾向) H4 ○ H5 ○ H6 ○ (沿道部と非沿道部の傾向) 丙B122の3 P55 H4 × H5 × H6 ×	(沿道部と非沿道部の傾向) 丙B122の3 P55 H4 × H5 × H6 ×			(沿道部、非沿道部、田園部の傾向) ○ (沿道部と非沿道部の傾向) 丙B122の3 P55 ×	(沿道部、非沿道部、田園部の傾向) ○ (沿道部と非沿道部の傾向) 丙B122の3 P55 ×	(沿道部と非沿道部の傾向) 丙B122の3 P55 ×	(沿道部と非沿道部の傾向) 丙B122の3 P55 ×	(沿道部と非沿道部の傾向) 丙B122の3 P55 ×	(沿道部と非沿道部の傾向) 丙B122の3 P55 ×	(沿道部と非沿道部の傾向) 丙B122の3 P55 ×	(沿道部と非沿道部の傾向) 丙B122の3 P55 ×	(沿道部と非沿道部の傾向) 丙B122の3 P55 ×	注1 丙B122の1 P45～47 注2 丙B122の2 P38～40 注3 丙B122の3 P41～43 注4 丙B122の4 P51～53	

○** 有意水準1%で有意

○* 有意水準5%で有意

× 統計的関連性なし

意見 陳述

前回以降、本目までに提出されました原告らの準備書面をふまえて、被告国及び同阪神高速道路公団から、意見を述べたいと思います。

第一 尼崎地域における大気汚染状況

一 被告国・公団の最終準備書面第一編において詳述し、また、本日の補充書において述べたとおり、尼崎地域における大気汚染状況は、工場を排出源とする昭和四〇年代ころの二酸化硫黄による大気汚染を除けば、一貫して重大なものとはいえないのであります。

既に、繰り返し述べておりますが、別紙一の二酸化窒素濃度年平均値の経年変化から明らかなとおり、尼崎地域における一般環境大気測定局（地域全体の大気汚染濃度

の把握を目的とし、道路や工場等の特定の排出源の影響を受けにくい場所に設置されている測定局、以下「一般局」という。）の二酸化窒素濃度年平均値（各一般局の平均）は、全国の一般局のうち、昭和四六年以降継続して二酸化窒素濃度を測定している一般局の二酸化窒素濃度年平均値の平均を一貫して下回っております。二酸化窒素に係る我が国の環境基準は、年平均値でおおよそ〇・〇二ppmから〇・〇三ppmに相当するところ、尼崎地域における年平均値の平均は、一貫して右範囲内にあり、尼崎地域の一般大気環境は、おおむね二酸化窒素の環境基準を満たしていると評価できます。また、尼崎市内の自動車排出ガス測定局（沿道の大気汚染濃度を把握することを目的とし、車道に面して設置されている測定局、以下「自排局」という。）で測定された二酸化窒素濃度の年平均値の平均は、東京区部、大阪市内、川崎市内の一般

局の測定結果にほぼ相当し、東京区部、大阪市内、川崎市内の各自排局で測定された濃度を大きく下回っています。この傾向は、二階建て構造となっている国道四三号及び大阪西宮線沿道の自排局や被告公団設置の測定局において測定された、二酸化窒素濃度の年平均値に関しても同様であります（別紙一青線）。

二 原告らは、国道四三号及び国道二号における自排局・被告公団測定所の設置状況を事細かく指摘し、これらにおいて測定された大気汚染濃度は、国道四三号及び大阪西宮線並びに国道二号から具体的に排出される自動車排出ガスの排出量や暴露量を正確に反映するものではない旨を主張しております（原告ら最終準備書面補充書（その五）三ないし一ページ）。

しかしながら、被告らは、原告によって本来立証されるべき各原告の暴露量の正確な把握が困難であり、また、一般局、自排局の測定値には様々な排出源からのものが含まれ、それは測定局を取り巻く環境等によって左右されることを前提としつつも、そのような問題は本件地域に固有のものではないことから、これを捨象して各地域の濃度レベルを相対的に比較したものであります。原告らは、国道四三号及び国道二号における自排局・被告公団測定所の設置状況を事細かく指摘しておりますが、尼崎市内の一般局及び自排局が、大阪市、川崎市、東京区部の一般局及び自排局と比較して、殊更、大気汚染濃度が低く測定される状況にあったわけではなく、原告らの右主張は、被告らの主張を正しく理解しないものであります（被告国・公団最終準備書面（補充）二九ページ）。

三 この点、原告らは、尼崎地域の自排局や、被告公団が設置した大気汚染測定局が、

交通渋滞が生ずる交差点の直近にないことを特に、強調するものでありますが、例えば、川崎地域の自排局である池上新田公園測定所の付近には交差点がなく、また、西淀川地域の唯一の自排局である出来島小学校測定所の二〇メートル先には、交差点があるものの、交通渋滞が生ずるような交差点ではないところ、これらの測定所で測定された二酸化窒素濃度の年平均値は、尼崎地域の自排局や、被告公団が設置した大気汚染測定局で測定された二酸化窒素濃度を大きく上回っているのであります。

四 また、被告らは、年間を通じて、各地域の住民がどの程度の大気汚染物質の暴露を受けているのかについて、相対的な比較検討を行っているのに対し、原告らは、極めて限定された特定の時期（数日）に、簡易測定法に基づいて測定された、尼崎地域の一部の場所の二酸化窒素濃度を根拠に、尼崎地域における沿道の二酸化窒素濃度は、

西淀川地域及び川崎地域における自排局において測定された二酸化窒素濃度の年平均値と同程度あるいはそれ以上である旨主張しております（原告ら補充書（その六）一五、一六、一九ないし二一ページ）。

しかしながら、そのような極めて限定された特定の時期における簡易測定法に基づいて測定された二酸化窒素濃度と、ザルツマン法に基づいて測定された二酸化窒素濃度の年平均値との間には相関関係はなく、原告らの右主張は、前提において失当であります（被告国・公団最終準備書面（補充）五五ページ）。

五 原告らは、尼崎地域の本件各道路沿道の二酸化窒素濃度が、西淀川地域、川崎地域等と比較して、勝るとも劣らないことを繰り返し強調するものでありますが、改めて、別紙一の「二酸化窒素濃度年平均値の経年変化」のグラフのうち、尼崎地域の一般局

の二酸化窒素濃度の年平均値の値にも注目すべきであります。尼崎地域の濃度は、大阪地域、西淀川地域、東京地域の一般局の濃度を大きく下回るばかりか、全国の一般局のうち、昭和四十六年以降継続して二酸化窒素濃度を測定している一般局の二酸化窒素濃度年平均値の平均を一貫して下回っております。この点については、原告らは、何らの異論をも唱えておりませんが、別紙(一)のとおり、尼崎地域の自排局や国道四三号・大阪西宮線沿道測定局において測定された二酸化窒素濃度レベルが、一貫して、大阪、川崎、東京の自排局において測定された二酸化窒素濃度レベルを大きく下回っている理由は、このような、尼崎地域の一般局における二酸化窒素濃度の低さに起因するものと考えられるのであります。

したがって、この点からしても、尼崎地域の本件各道路沿道の二酸化窒素濃度が、

西淀川地域、川崎地域等と比較して、勝るとも劣らないとの原告らの主張に根拠がないことは明白であります。

第二 発症又は増悪の一般的因果関係の不存在

被告国・公団最終準備書面第二編、第三編において、詳述したとおり、尼崎地域の濃度レベルに限らず、西淀川地域及び川崎地域における大気汚染の程度を前提としても、自動車排出ガスと本件各疾病の発症又は増悪の一般的な因果関係を認める知見は存在しないのであります。

①大気汚染物質の健康影響を調査した人体負荷実験や動物実験は、国内外において多数存在しますが、いずれも、人体又は動物における、何らかの組織上の障害を観察したものにすぎず、人体負荷実験や動物実験によって、本件各疾病の発症又は増悪の

メカニズムが解明されたとは到底いい難い状況にあること（被告国・公団最終準備書面第三編第一分冊第三、第二分冊第一一、丙B第二五二号証「大気汚染と喘息」参照）、

②そこで、原告らも、もっぱら、疫学的研究によって、大気汚染と本件各疾病の発症又は増悪の因果関係を立証しようとしているものでありますが、肺気腫については、そもそも、大気汚染との関連性を裏付ける疫学的知見は、存在しないこと（被告国・公団最終準備書面第二編八六ページ）、③大気汚染と気管支ぜん息又は慢性気管支炎との関連性を裏付ける大気汚染疫学調査もごく限られており（別紙(四)及び(五)参照）、その結果も関連性が認められなかった疫学調査が多く、疫学調査全体をみても、疫学的因果関係を肯定するために必要不可欠な条件というべき「関連の一致性」は認めら

れず、その他の「強固な関連性」、「特異的な関連」、「時間的な関係」、「生物学的傾きのある関係」、「もっともらしい関連」、「整合性のある関連」、「実験的な証拠の存在」、「類似に関連の存在」といった条件（疫学的因果関係を肯定するためのヒルの九視点）を満たし得る状況にもないこと、④一部に、大気汚染と気管支ぜん息又は慢性気管支炎との関連性を示唆する疫学調査も存在するものの、このような結果は、大気汚染以外の都市化に起因する別の諸要因が交絡した見かけ上の関係にすぎないことが強く疑われ、今日では、そうした要因についての分析も始められていること

（丙B第二五一号証「子供の健康影響に及ぼす生活環境の影響に関する研究」平成九年三月（厚生省））、⑤我が国を代表する大気汚染、公衆衛生及び臨床医学等の各分野の専門家が、国内外の主要大気汚染物質の呼吸器への生体影響の機構とその影響像

に係る知見、動物実験に係る知見、人への実験的負荷研究、疫学的知見を専門的視点から総合的に評価し、我が国の現状の大気環境における濃度レベルの大気汚染物質と本件各疾病との間の因果関係の有無について検討したいいわゆる昭和六一年報告は、そのような関係を認めるに足りる知見はないと判断し、大気汚染と気管支ぜん息との関係について検討し、一九九五年に公表された英国における同様な報告書（丙B第一一三号証「英国保健省報告書・喘息と屋外大気汚染」一九九五年）も、大気汚染と気管支ぜん息の発症又は増悪との因果関係を否定していることなどの事情は、被告国・公団最終準備書面第二編、第三編において詳細に主張したところであります。

第三 川崎公害訴訟の和解について

ただ今、原告らから、先月二〇日に成立しました、国及び首都高速道路公団を被告とするいわゆる川崎公害訴訟の和解についての言及がありましたので、この点について付言します。

同事件は、平成一〇年五月一二日に終結し、判決の言い渡しが待たれていたところ、本年一月二二日に、同事件原告らから、「全面解決のための和解勧告を求める上申書」が提出されたことを受け、協議が進められた結果、訴訟上の和解が成立したものであります。

同和解の和解条項及び前文とも、自動車排出ガスと本件各疾病との因果関係の問題については何ら触れられておらず、因果関係を認めない形の和解が成立したものであります。これは、当該訴訟の対象である請求の一切を放棄するという内容からしても当然のことであります。

同和解の前文には、「沿道の生活環境が影響を受けている」との表現が盛り込まれておりますが、そもそも、「生活環境」という用語は、大気汚染防止法（一条）、環境基本法（一六条一項）で用いられている法律用語であり、「生活環境の保全」と「人の健康の保護」は、別個の概念として、明確に区別されており、前者は後者を含まず、生活環境が影響を受けていることは、人の健康に影響が生じていることを意味するものでないであります。

また、同和解の前文には、川崎公害第二次ないし第四次訴訟第一審判決について、「建設省及び首都高速道路公団は、道路整備のあり方に対する警鐘として受け止め」たとの表現も盛り込まれておりますが、行政施策は、法的責任の有無とは別の観点からなされるという当然のことを記載したものであり、同和解の前文でも、「法的責任

の有無に係る第二次ないし第四次訴訟の第一審判決の判断は受け入れ難い」という同事件一審被告らの立場を明記しているのであります。

第四 まとめ

前回の期日においても述べましたが、裁判所におかれましては、疫学調査や各種動物実験の手法や内容を十分に検討していただき、各種知見、特に、昭和六一年報告に対する正当な評価に基づいたご判断をいただきたいと思う次第であります。

以上をもちまして、被告らの最終弁論といたします。